

日本労働社会学会年報第 26 号 原稿募集のお知らせ

年報編集委員会

日本労働社会学会年報第 26 号（2015 年 11 月刊行予定）の原稿を募集します。
投稿予告、原稿の執筆、提出等に当たっては、2 ページめ以降の年報投稿規程をよく
ご確認ください。

皆様の積極的な投稿をお待ちしております。

記

1. 投稿予告締切日： 3 月 3 1 日（火）
2. 原稿提出締切日： 5 月 1 1 日（月）
3. 投稿希望者は、年報編集委員長の大西（y-onishi@seinan-gu.ac.jp）宛に下記の事項
を明記の上、投稿予告を行ってください。
記載事項 件名：学会年報投稿予告
本文：(1)氏名、(2)郵便番号と住所、電話番号、e-mail アドレス、
(3)所属機関・職名、同電話番号、(4)論文、研究ノートなどの区分、
(5)論文題目

☆ なお、年報編集委員会では必ず投稿予告を受け取った旨のメールを 5 日以内に
に送信します。これが届かない場合には、再度予告してください。

投稿規程

(1988年10月10日 制定)

(1992年10月17日 改訂)

(2002年9月28日 改訂)

(2011年12月15日 改訂)

(2014年7月5日 改訂)

(幹事会承認)

[投稿資格および著作権の帰属]

- 1.本誌（日本労働社会学会年報）への投稿資格は、本会員とする。なお、投稿論文が共著論文の場合、執筆者のうち筆頭著者を含む半数以上が本会会員であることを要する。
- 2.本誌に発表された論文等の著作権は日本労働社会学会に帰属する。ただし、著作者自身による複製、公衆送信については、申し出がなくてもこれを許諾する。

[投稿原稿]

- 3.本誌への投稿は論文、研究ノート、その他とする。
- 4.投稿する論文は未発表のものに限る。他誌への重複投稿は認めない。既発表の有無・重複投稿の判断等は、編集委員会に帰属する。ただし、学会・研究会等で発表したものについては、この限りではない。

[執筆要項]

- 5.投稿は、パソコン類による横書きとする。
- 6.論文及び研究ノートの分量は24,000字以内(図表込：図表は1つにつき400字換算)とする。また、書評は4,000字程度とする。
- 7.原稿は下記の順序に従って記述する。
題目、英文題目、執筆者名、執筆者ローマ字、本文、注、文献、字数。
- 8.本文の章・節の見出しは、次の通りとする。
1.2.3…、(1)(2)(3)…、1)2)3)…
- 9.本文への補注は、本文の箇所の右肩に(1)、(2)、(3)の記号をつけ、論文末の文献リストの前に一括して掲載する。
- 10.引用文献注は下記のように掲載する。
引用文献注は本文の該当箇所に()を付して、(著者名、西暦発行年、引用ページ)を示す。引用文献は論文末の補注の後に、著者のアルファベット順に著者名・刊行西暦年、書名(または論文名、掲載誌名、巻号)、出版社の順に一括して掲載する。また、同一の著者の同一年度に発行の著者または論文がある場合には、発行順にa, b, c,…を付する。
- 11.図、表、写真は別紙とし、次のように作成する。
(1)本文に該当する箇所の欄外に挿入箇所を朱書きして指定する。
(2)図・表の文字の大きさは、別紙で定める図表基準に従うこと。

(3)図・表の番号は、図 - 1、表 - 1 のように示し、図・表のそれぞれについて通し番号をつけ、表にはタイトルを上、図にはタイトルを下につける。

(4)図・表・写真等を他の著作物から引用する場合は、出典を必ず明記し、必要に応じて原著者または著作権保持者から使用許可を得ること。

[申込みと提出]

12.投稿希望者は、以下の項目を A4 サイズの用紙 1 枚に記入し編集委員会宛に申し込む。書式は自由とする。

(1)氏名、(2)郵便番号と住所、電話番号、e-mail アドレス、(3)所属機関・職名、同電話番号、(4)論文、研究ノートなどの区分、(5)論文の題目、(6)論文の概略、(7)使用ソフトの名称及びバージョン。

13.当初の投稿は原稿とコピー計 3 部(うちコピー 2 部は氏名を伏せること)を送付する。また、編集委員会が指定するアドレスに原稿を添付ファイルで送信する。

[原稿の採否]

14.投稿論文は複数の審査員の審査結果により、編集委員会が掲載の可否を決定する。

15.最終段階で完成原稿とコピー計 2 部を編集委員会に送付する。また、編集委員会が指定するアドレスに原稿を添付ファイルで送信する。

[図表基準]

16.図表は次の基準により作成するものとする。

(1)図表のサイズは年報の 1 頁以内に収まる分量とする。

(2)図表作成の詳細については、原稿提出後に出版社との調整があるので、その指示に従い投稿者の責任において修正することとする。

[付記]

1.本規程の改訂は、幹事会の承認を得なければならない。

2.本規程は、2014 年 7 月 5 日より実施する。